

市民協働提案支援事業について

1 趣旨

地域や社会の課題解決やまちの魅力づくりにつながるような市民発意の柔軟な発想を活かした提案を応募し、その提案の実現に向け、アドバイスやコーディネート、活動資金の助成などの支援を行う市民協働提案事業を実施します。

2 応募要件

(1) 応募者の要件

次の要件をすべて満たすもの

- ・横浜市において、公共的又は公益的な活動を行っている法人、団体であること。
 - ・自らが主体となって課題解決、まちの魅力づくり等を行う意欲があること。
- ※暴力団員等は対象外とします。

(2) 応募事業の要件

次の要件をすべて満たすもの

- ・公益的、社会貢献的な事業であって、協働事業を提案する市民等と横浜市が協働して取り組むことによって地域課題や社会的課題の解決が図られるもの
- ・実施を前提とした事業で、協働事業を提案する市民等が実施することが可能であるもの

※対象外となるもの

- ・営利を目的としたもの
- ・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ・政治、宗教、選挙活動
- ・施設等の建設及び整備を目的とするもの
- ・地区住民の交流、親睦を目的とするイベント

3 支援内容

- (1) ご相談いただいた事業の実現性を高めるために、市民局や市民協働推進センター等が事業の実現に向けたアドバイスやコーディネートなどの伴走支援を行います。
- (2) 提案の事業化に向けて必要な経費の一部を選考により助成します。（令和6年4月1日から令和7年3月31日に実施する事業が対象です。）1事業につき上限30万円、3団体程度を予定しています。

助成金による助成は原則単年度ですが、継続して助成を受けたい場合は、継続事業として応募が可能です。但し、申し込みできるのは3年までとし、継続にあたっては、前年通りの申請とするのではなく前年の事業を発展させた内容となっているかを審査します。また審査時に予算上限に達する場合、新たに提案をいただいた事業を優先して助成することがあります。

※ 助成金の交付を伴わない場合や、提案内容を検討中の案件についても、申請に向けた相談は随時受付しております。

4 選考方法

市民協働推進センター事業部会が審査基準に従い、書面審査、プレゼンテーション審査等を踏まえ総合的に審査します。市民の皆様への助成金の交付決定等を迅速に行うため、年に4回の市民協働推進委員会では部会の審査結果を承認していただく形になります。横浜市市民協働推進委員会からの審査結果を踏まえ、市長が採択団体を決定します。

提案の採択や助成金の交付の可否については、表2の基準点数にもとづき決定します。

【表1】審査基準

審査基準	地域課題・社会課題の把握	・地域課題やニーズに沿った取組になっているか ・事業の目的が明確になっているか	20点
	協働の必要性・手法	・協働だからこそ得られる成果が示されているか ・行政と協働しなければ事業目的が達成できないか	20点
	実現性	・市との役割分担が協議されているか ・団体として協働事業に取り組む体制が整っているか、今後整う可能性があるか	20点
	効果	・事業を実施することにより、受益者や地域により効果があるか ・市民満足度の向上につながるか	20点
	発展性	・他の地域へ波及していくか ・今後の事業継続が必要な場合、手法等が考えられているか	20点

【表2】提案の採択および助成金交付の基準点数

平均点数	提案の採択／不採択	助成金の交付／不交付
60点以上	採択	交付
60点未満	不採択	不交付

※予算を超える申請があった場合は、点数の高いものから交付

5 スケジュール

事前相談・「事前相談シート」の提出	令和5年5月～6月末まで	市民協働推進センターにてご相談を受け付けます。事前相談の後に、その内容を踏まえ、「市民協働提案事業事前相談シート（提案支援事業）」を提出いただきます。
伴走支援期間	事前相談シート提出～令和5年12月	「事前相談シート」をもとに、市民協働推進センター及び市民協働推進課からヒアリングを行い、事業内容へのアドバイスや本市事業関係部署との調整など、伴走支援いたします。 ※ 期間内に本市関係部署等と協働事業と

		しての課題を整理することができなかつた場合は、提案支援事業に応募できない場合があります。
提案応募期間	令和5年12月～ 令和6年1月末 (予定)	事前相談・伴走支援を踏まえ、応募書類を受け付けます。
プレゼンテーション	令和6年2～3月 (予定)	応募団体に対し、プレゼンテーション審査を行います。 書面審査、プレゼンテーション審査を踏まえ、横浜市市民協働推進委委員会で提案の採択や助成金を支出することが適切かどうか等について審査します。
審査結果通知	令和6年3月末頃	委員会での審査を踏まえ、市長から選考結果を通知します。
取組開始	令和6年4月～	採択された団体は、市と協働して事業に取り組んでいただきます。
中間報告	令和6年12月 (予定)	市民協働推進委員会にて、取り組んでいる事業の進捗状況や協働プロセス等について中間報告していただきます。事業の進捗状況や実施しての課題、成果などを検証する場として、提出された報告にもとづき、委員が質問や助言を行います (プレゼンテーションによる報告を予定)
最終報告	令和7年2月～ 3月	市民協働推進委員会にて、取り組んだ成果について報告していただきます。(書面による報告を予定) ※ 次年度について継続申請を希望される場合は、併せてご申請いただきます。

※6月の応募で想定した団体数に満たない場合は、7月以降も追加する場合があります。

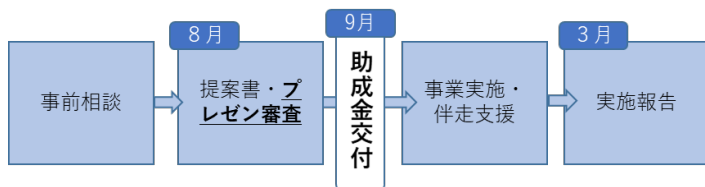
【参考】令和5年度以降のスキームの見直しについて

(1) 主な課題

現行のスキームでは年度当初に補助金を得られる保証がないためサイクルを見直した方がよい。

(2) 事業の流れ

<見直し前>



<見直し後>

